

## 第16章 貿易管理・為替管理

### 1. 輸出入規制

インドネシアの貿易管理は、①工業省、②商業省、③財務省（関税総局）、④農業検疫庁が管轄している。それぞれの役割は、①工業省では産業全般に関わる大臣令の発令などを、②商業省では通商・貿易を含む大臣令の発令などを、③関税総局では関税業務一般や物品税の免除・還付などを、④農業検疫庁では動植物・水産物の輸入に際しての検疫制度を担当している。

輸出入の規制内容は国内及び世界経済や産業の状況に応じてしばしば変更されるため、常に最新法令を注視しておくことが肝心である。

#### (1) 輸入規制

##### ①輸入地域規制

現状、輸入元として禁じられている地域・国は存在しない。ただし、国連によって貿易取引禁止の制裁を受けている国からの輸入は、禁止されている。

##### ②輸入品目規制

輸入規制対象品目は、輸入禁止品目と輸入制限品目に分けられている。輸入禁止品目には、危険・有毒原料廃棄物や中古車などがあり、近年特定の魚や農具・農園用具が追加された（詳細は図表 16-1 参照）。

また制限品目には各種食料品・石油・ガス・化学品など多数の品目が該当するが、品目によって要求内容は異なる。これらの輸入にあたっては、通常の輸入業者登録に加えて、当局の輸入承認、特定港を通じた輸入、各種業者認定の取得、荷物検査などが義務付けられる。輸入品は新品であることが原則ではあるが、商業大臣の許可の下、中古で輸入可能な品目もある。なお、複数の義務が課されている品目も多く、例えば危険原料の輸入においては業者認定取得と荷物検査が必須となり、加えて特定港（空港または6つの海港）での輸入が求められる。

輸入規制の品目リストは1997年の工業・商業大臣決定がベースになっており、対象品目は8桁のHSコードで延べ3,677品目にのぼる。品目ごとの随時改正や改定が行われている。

図表 16-1 輸入禁止品目と輸入制限品目のリスト

輸入禁止品目	品目数	管轄省庁
特定の種類の砂糖	6品目	商業省
特定の種類のコメ	8品目	商業省
オゾン層破壊物質	6品目	商業省
中古の布袋や衣料	3品目	商業省
CFCやHCFC-22ベースの冷蔵システム	室温調節機、冷蔵/冷凍庫、コンテナ63品目	商業省
医薬品と食品の特定原料	炭化水素よりのハロゲン化合物など3品目	商業省
有毒危険物質	炭化水素よりのハロゲン化合物など24品目	商業省
有毒危険廃棄物と登録された非有毒危険廃棄物	金属や化学産業よりの残留物質や金属スクラップなど45品目	商業省
農具や農園用具	スコップや鍬・鋤、斧、園芸ばさみなど6品目	商業省
水銀を含有する医療機器	手動の血圧計や体温計など3品目	商業省
エビ	2品目	商業省と海洋水産省
モツツアレラチーズ	1品目	農業省畜産総局
特定の魚	危険、有毒、寄生の性質から市民、養殖、水産物資源とその環境、人の健康を脅かす可能性のある魚75種	海洋水産省
医薬・食品の原料	医薬食品の原料としてのカリソプロドール、シブトラミンHCl 水和物、シブトラミン、リンデンの4品目	国家食品医薬監督庁

制限・要求内容の例	主な対象例
当局の輸入承認の取得	米、水産物、砂糖、塩、家畜・家畜製品、林業製品、石油・ガス、食品包装原料、生薬原料、パティックの繊維・繊維製品、カラーコピー機、中古資本財など
輸入港の限定	水産物、アルコール飲料、オゾン層破壊原料、危険原料など
製造輸入業者または登録輸入業者等の認定取得	アルコール飲料、家畜・家畜製品、石油・ガス、携帯電話・タブレット、潤滑油、鉄鋼、繊維・繊維製品、真珠、廃棄物、一部化学物質、オゾン層破壊原料、中古資本財など
荷物検査の義務付け	一般食料・飲料品、砂糖、塩、伝統生薬、石油・ガス、電子・電気製品、衣料、玩具、履物、繊維・繊維製品、真珠、廃棄物、陶磁器、カラーコピー機、ガラスシートなど

(出所) JETRO 資料より作成

### ③輸入業者登録

輸入業務を行う者は原則、輸入内容に応じて商業省など対応する政府関係機関に申請して認可を受け、登録番号を取得する必要がある。以下、登録番号ごとに対象となる企業と申請先機関について説明する。

#### (A) 輸入業者認定番号 (API)

一般の輸入業務を行う場合は一般輸入業者用登録番号 (API-U) を、製造業者が原料を輸入する場合は製造業者用の登録番号 (API-P) を取得しなければならない。外国投資 (PMA) 企業の API はいずれも投資調整庁 (BKPM) にて申請・取得を行う。

従前 API-U 保有企業が輸入可能な品目は、特別の証明を取得しない限り、企業ごとに関税率表の 1 セクション (1 bagian) の範囲内とされていた。2015 年 9 月の商業大臣規定第 70 号にて同規定が削除されたため、以後は個社による多様な品目の輸入が可能となった。

また、2015 年 12 月の商業大臣規定第 118 号により、API-P 企業による事業開発・投資目的での製品輸入が認められ、国内で生産できない製品のテストマーケティング目的での輸入やアフターセールス関連物品の輸入も可能となった。

(B) 通関基本番号 (NIK)

輸入業者は財務省関税総局に登録し、通関基本番号 (NIK) を取得しなければならない。輸入業者認定番号 (API) と通関基本番号 (NIK) の両方を取得した業者のみ、輸入を行うことができる。

なお、12 ヶ月間にわたり一切の輸入を行わなかった場合、NIK は凍結されるため留意が必要である。解除には輸入実績の証明を要する。

2018 年 7 月には、一時輸入品やプロモーション品など一部品目について、事業基本番号 (NIB) を取得することで、API と NIK の取得なしに輸入が認められるようになっている。

④インドネシア国家規格の遵守義務

インドネシア国家規格 (SNI: Standar Nasional Indonesia) の遵守が義務付けられた製品については、輸入業者が SNI 証明 (SPPT-SNI) を取得することが義務付けられる。この証明は、国家認証委員会の認めた製品認証機関による試験・検査の上、発行される。SNI 取得義務の対象となる主な品目は図表 16-2 の通り。

図表 16-2 インドネシア国家規格 (SNI) 遵守の対象となる主な品目

SNI基準遵守の対象品目	
・セメント	・LPGガスコンロ/ボンベ/関連部品
・鉄鋼製品	・上水メーター
・自動二輪車用ヘルメット	・タイヤ
・食品原料用小麦粉	・一次無機肥料
・一次電池	・LPGガス・コンロ
・ガラス	・ミネラルウォーター
・ライター	・陶製テーブルウェア
・水ポンプ	・照明
・電気アイロン	・玩具
・鋼材	・エアコン・冷蔵庫・洗濯機
・建設用鉄線	・建設用ガラスブロック
・ケーブル	・木材梱包

(出所) JETRO 資料などより作成

(2) 輸出規制

①輸出地域規制

輸入の場合と同様に、国連から貿易禁止の制裁を受けている国への輸出は禁止されている。しかし現状、輸出先として禁じられている地域・国は存在しない。

## ②輸出品目規制

基本的には自由に輸出を行えるものの、一部に輸出規制対象品目があり輸出禁止品目と輸出制限品目に分けられている。輸出禁止品目には、SIR（インドネシア標準ゴム）規格外の天然ゴムなど、2021年商業大臣令第18号にて6分類にわたり規定がなされている（詳細は図表16-3参照）。また制限品目には、コーヒーや石油・ガス、鉱物製品など多品目があり、品目によって要求内容は異なる。例えば、コーヒーであれば登録輸出業者認定の取得が必要であり、一部の鉱物製品であれば認定に加えて商業省の輸出承認が必要である。

## ③輸出許可

輸出業務に際しては、財務大臣規定2014年第59号に基づき、関税総局へ登録の上、通関基本番号（NIK）を取得することが義務付けられた。

図表 16-3 輸出禁止品目と輸出制限品目の例

輸出禁止品目分類	主な対象例
農産物	ゴム、イモ類など28品目
林産物	木材、枕木、ラタンなど28品目
政府補助付き肥料	ex 3105.10.90
工業製品	金属スクラップなど6品目
鉱業製品	珪砂、加工カオリン、ベントナイト、フーラー土、ムライト、シャモット、ボールクレー、重晶石、スレート、大理石、グラナイトをはじめとした193品目、およびスズの14品目。 さらに鉄や砂鉄、マンガン、銅、鉛、亜鉛、クロマイト、イルメナイト、ルチルのコンセントレート、陽極スライム、ボーキサイトといった13品目は、2023年6月11日から輸出禁止。
水産物	特定の観賞魚とエビ
文化財類	骨董品など3品目

制限・要求内容の例	主な対象例
登録輸出業者としての認定の取得	農園作物、スズ塊、鉱物製品、コーヒー、特定の石油・ガス品目、石炭、ツバメの巣、医薬品等の前駆体など
当局の輸出承認の取得	米、一部の家畜・家畜加工品、野生動植物、一部鉱物製品、特定の石油・ガス品目など
船積み前検査の義務付け	鉱物製品、特定の石油・ガス品目、石炭など

（出所）商業大臣令より作成

## ④インドネシア国家規格（SNI）遵守義務

輸出されるインドネシア技術明細付き天然ゴム（SIR）には、該当するインドネシア国家規格（SNI）に従うことが義務付けられている。加えて、そのSIRは商業省発行の製造者認証（TPP）を有する天然ゴム製造業者が供給したものでなくてはならない。

### ⑤輸出のための原産地証明の発行

国際協定や貿易協定などに基づいた、特定の国への輸出にあたっての関税減免措置を利用するために、原産地証明の発行が必要となる場合がある。原産地証明は、特惠原産地証明と非特惠原産地証明に分かれ、電子プロセスで発行される。申請には、証明書発行申請書に加えて、関税局査閲済の物品輸出通知書、輸出許可証、船荷証券（B/L）、航空貨物運送状（AWB）、輸出荷物の明細などを添付する。発行はオンラインで行われている。

### ⑥輸出標準価格

輸出価格安定のため、パーム油ほかパーム関連品目、木材類、カカオ豆などの輸出には輸出標準価格が設定されており、輸出にあたって売値の事前審査を受ける必要がある。輸出標準価格は定期的に商業省令により発表される。

## 2. 関税制度

インドネシアでは、かつては、国内産業保護のために輸入品に対して高い関税を課していたが、近年では、国際的な貿易自由化の流れを反映して、関税の引き下げや関税区分の簡素化、国内産業、とりわけ中小企業の競争力強化に配慮した原材料や生産財の関税率引き下げなどが図られ、輸入工業品に対する関税は大幅に引き下げられてきた。

ASEAN 域内からの輸入の場合には、1992 年に合意された ASEAN 自由貿易地域（AFTA）への参加（インドネシアは原加盟国）に伴い、2010 年 1 月 1 日より撤廃が開始された。また、日本からの輸入の場合には、2008 年 7 月に日・インドネシア経済連携協定（JIEPA）が発効したことで、両国の往復貿易額（2004 年 5 月～2005 年 4 月貿易実績）の約 92%が無税となった。この他、インドネシアは ASEAN 加盟国として、中国、インドとの FTA が発効済みとなっている。

関税には輸入関税と輸出関税がある。この内、輸入関税については関税率が 2 国間、多国間協定によって異なっている。これらの例として、①基本輸入税率（BM）、②ASEAN 域内共通効果特惠関税（CEPT）税率、③ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）税率、④WTO 情報技術協定（ITA）、⑤ASEAN 中国自由貿易協定（ACFTA）による特惠関税、⑥ASEAN 韓国自由貿易協定（AKFTA）による特惠関税、⑦日・インドネシア経済連携協定（JIEPA）、⑧ASEAN 豪州・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）、⑨ASEAN インド自由貿易協定（AIFTA）、⑩インドネシア・パキスタン特惠貿易協定、⑪日本 ASEAN 包括的経済連携（CEP）協定、⑫パレスチナからの特定製品のための貿易便宜についての相互理解覚書がある。

の基本輸入税率（BM）では、品目ごとに最必需品には 0～10%、贅沢品には 200%までの税率が設定されており、協定や特例が存在しない相手国・品目についてはこれらが適用される。ASEAN 域内からの輸入は、2010 年 1 月より②の CEPT に代わって③の ATIGA が発効し、域内原産割合 40%以上または関税番号変更 4 桁レベルで ATIGA 特惠関税が適用されている。④の ITA では、情報・通信機器の輸入関税が撤廃された。⑤の ACFTA では、中国からの輸入において対象品目の 9 割で関税が撤廃された（2010 年 1 月時点）。⑥の AKFTA では、2007 年より韓国からの輸入における税率引き下げが始まっている。⑦の JIEPA は上述した通りである。⑧の AANZFTA、⑨の AIFTA はインドネシアではそれぞれ 2012 年、2010 年に発効している。

⑩のインドネシア・パキスタン特惠貿易協定は FTA ではないものの、2013 年の財務大臣規定により 220 品目について関税が軽減された。⑪の CEP 協定は、2018 年 3 月に発効、⑫のパレスチナからの特定製品のための貿易便宜は、2018 年 4 月に批准されている。

なお、商品輸入及びサービス輸入に対しては、関税のほかに付加価値税（税率 10%）が課せられるほか、一部については物品税も課せられる（「第 12 章 税制」参照）。ただし、①新規事業及び拡張事業に係る設備機器・部品に係る輸入関税は 5%に軽減、②保税区内の企業の資本財・設備・原材料の輸入税は免除、③経済開発統合地域に立地する企業の資本財・原材料・その他機器の輸入税が免除、などの免税措置がある。これらの特典を受けずに輸出製品製造用の機器や原材料を輸入する場合でも、後で還付請求を行うことが可能である。

### 3. 通関手続

#### (1) 輸入通関手続

輸入の許可申請や通関の流れは、①輸入関税の納付、②輸入申告、③書類審査、④現物検査、⑤搬出許可、の順に行われている。必要となる書類は、輸入申告書 (PIB)、輸入関税納付書 (SSP)、船積書類一式（インボイス、パッキングリスト、船荷証券など）、そのほか原産地証明など必要に応じて提出する書類などである。

①輸入関税の納付に際しては、輸入者が輸入品の HS コードと原産地から計算された税額を銀行などで納付する。②の輸入申告では、輸入申告書をインボイス、パッキングリスト、輸入業者登録証、納税者番号などの添付書類とともに税関に提出し、申告書登録番号を受ける。③の書類審査で、申告内容や添付書類、輸入関税の計算などがチェックされる。この際、レッドラインに判定された輸入品は、④の現物検査の対象となる。これらを経て、税関からの搬出許可が出た後、輸入品を引き取ることができる。

#### (2) 輸出通関手続

輸出の許可申請や通関の流れは輸入の流れとほぼ同じで、①輸出関税の納付、②輸出申告、③書類審査、④現物検査、⑤船積み、の順に行われている。必要となる書類は、輸出申告書 (PEB)、船積書類一式（インボイス、パッキングリスト、船荷証券など）、そのほか原産地証明や輸出関税納付証明など必要に応じて提出する書類などである。

①輸出関税が課される輸出品の場合は輸出関税を納付する。②の輸出申告では、輸出申告書をインボイス、パッキングリスト、事業許可書、納税者番号などの添付書類とともに税関に提出し、申告書登録番号を受ける。③の書類審査で、申告内容や添付書類、輸出関税の計算などがチェックされる。この際、レッドラインに判定された輸出品は、④の現物検査の対象となる。これらを経て、税関からの搬出許可が出た後、輸出品を引き取ることができる。

図表 16-4 輸出入通関手続に必要な書類

書類名	内容・解説
申告書	輸入の場合：輸入申告書（PIB） 輸出の場合：輸出申告書（PEB）
インボイス	発送者の名称と住所、発送地と発送日、荷受人の名称と住所、荷物の内容・数量・重量等が記載されたもの
梱包品明細書	法律で明記はされていないが、手続きの迅速化のために通常は要求される
船荷証券（B/L） または航空貨物運送状（AWB）	発送者の名称と住所、発送地と発送日、荷受人の名称と住所、目的地、荷物の内容等が記載されたもの。インボイスの内容と整合していなくてはならない
関税等の納付証明書	輸出入に関わる各種税金の納付証明（SSPCPなど）
保険証書	積荷にかけられた海上保険等の証書
その他	関連政府機関からの輸出入許可、原産地証明等

（出所）関税総局ホームページなどより作成

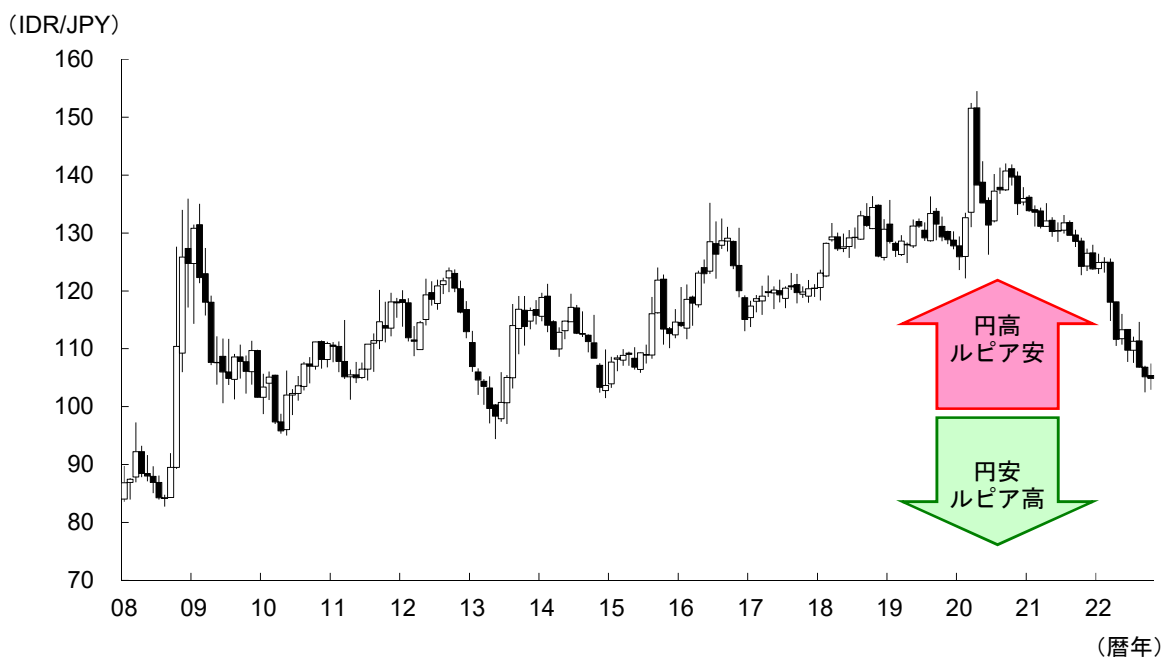
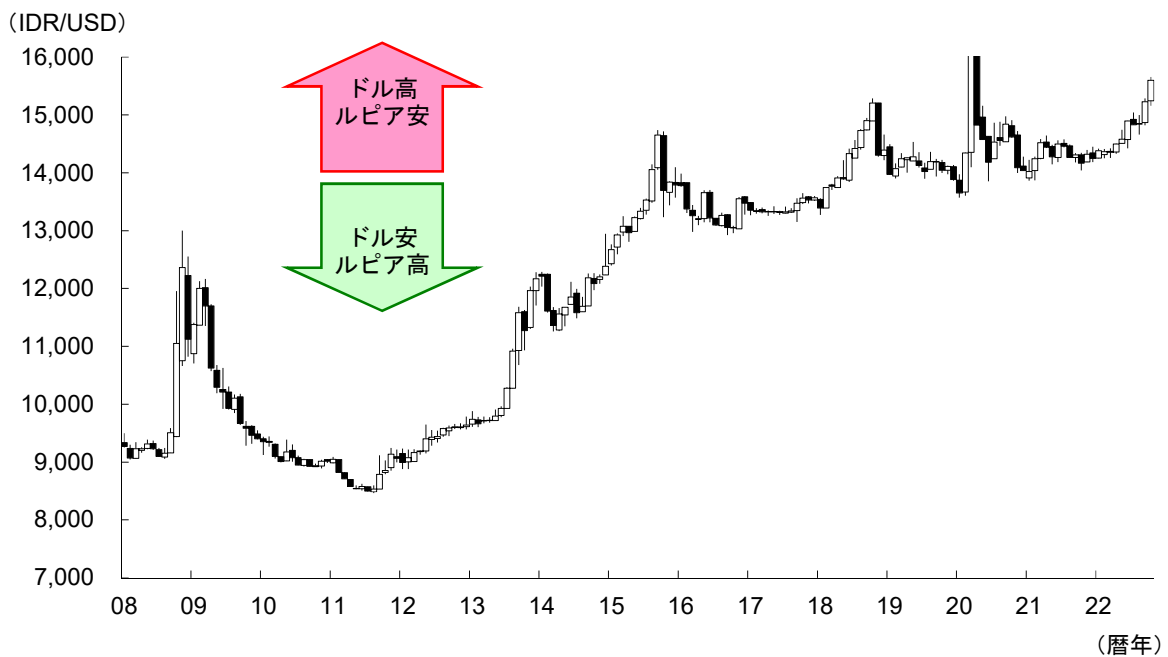
#### 4. 為替制度

インドネシアでは、基本的に外国為替取引を行うことができる。外国為替管理法にあたる基本法はなく、インドネシア中央銀行による「外国為替取引施行細則」及び大統領令、財務省令、中銀通達などで個別の規制が行われている。

現在、インドネシアの外国為替制度は変動相場制が採用されている。これまでのインドネシアの為替制度の歴史を見ると、まず1970年4月に複数為替相場制から単一為替相場制（固定相場制）に移行。その後、1978年11月にドルペッグ制からバスケット制を採用し、管理フロート制に移行した。以後、1983年、1986年、1993年にルピアはドルに対して大幅に切り下げられていったが、アジア通貨危機の影響により、1997年8月に変動相場制へと移行した。

直近ではドル高、円安傾向にあり、2023年1月末時点での為替レート（終値）は1ドル＝14,959.15ルピア、1円＝115.03104ルピアとなっている。

図表 16-5 外国為替レートの推移



(出所) Bloomberg より作成

## 5. 外国為替管理と外貨交換制度

日本を含む特定 62 カ国との輸入取引では、一般的な取引決済である L/C (ユーザンスを含む)、支払時書類渡し、引受時書類渡し、前払金、委託販売方式などが可能である。62 カ国以外の国との取引については、前払金または L/C (ユーザンスを含む) による決済が原則とされる。期限付き払いの L/C の場合、支払い留保期間は関係者の合意に基づく。



輸出取引においては、米ドルの他、日本円や中国元を含めた全 25 の指定受領通貨のいずれかで代金を回収する必要がある。また、2014 年 5 月付中銀総裁規則により国内の外国為替銀行を通じた受領が義務付けられている。

資本取引においては、外貨の持込、持出は、通貨、金額にかかわらず自由であるが、非居住者との受払及び国内での外貨の受払いのうち取引額が 1 万ドル以上となる場合は、中央銀行への報告が必要である。

ルピア現金の海外への持出及び海外からの持込についても自由であるが、1 億ルピア以上の場合、それぞれ中央銀行の許可、税関での真偽検査が必要である。また、2008 年以降ルピアによる多額の外貨購入にも制限が加えられており、1 ヶ月間に 1 顧客あたり 10 万ドル相当を超える外貨の購入には輸入取引などの必要性証明書類を準備しなければならない。また、投機目的とみなされる外貨購入は認められていない。

### 6. ルピア使用義務

ここで進出日系企業に影響を与える施策として、ルピア使用義務を挙げる。インドネシア中銀は 2015 年 3 月末にインドネシア国内で行われる全ての商取引について原則としてルピアの使用を義務付ける規定を公表した（中銀規定 No.17/3/PBI/2015）。現金決済については 2015 年 3 月 31 日から、送金などの非現金決済については 2015 年 7 月 1 日から、ルピア使用が義務となる。ただし、貿易取引や銀行預金などの一部取引は対象外であり、2015 年 7 月 1 日以前に契約された書面に基づく取引については、契約終了時まで米ドルなどの外貨建て決済が認められる。

このように、一部例外はあるものの、現在、インドネシア国内における取引決済はルピアでの価格表示・決済が義務付けられている。これは、現金/非現金決済を問わず適用されており、日本企業現地法人間の取引であってもドル建価格表示などは認められなくなった点に留意が必要である。このため、従来、米ドル建て販売比率が高い企業は、売掛債権などの資産がルピア建てとなるため、外貨建て債務または外貨建て借入（親子ローンや国内銀行借入）に係る為替リスクへのヘッジ対応が必要になる点、留意が必要である。